

月刊警察の特色 ～狙うは「昇任試験合格」一本！～

『月刊警察』は、昇任試験の出題傾向を踏まえた模擬試験問題を精選収録し、詳しい解説と実例的な答案例により、合格へ向けた揺るぎない力を確実に身に付けることができる、昇任試験突破のための必須アイテムです。

月々、無理・無駄のない効率的な学習プランと手軽さで、あなたを力強くバックアップします。

SA問題

実際の試験を意識した出題形式を採用し、解説では、選択肢の順番で、「正しい」、「誤り」の理由を、法条、判例等の根拠に基づいて分かりやすく解説。

選択肢一つひとつを吟味した上で正誤を導き、確かな根拠をもって確認し、それを繰り返すことで、単に「正解した」、「間違えた」だけでなく、より解答の過程を重視する姿勢を育てます。

問題

16 次の、現行犯逮捕に関する記述であるが、誤りはどれか。

(1) 執務の履行官とは、現に罪を行つた又は罪を行つた者であるが、犯罪の履行行為継続中の者の場合は、犯罪の履行行為を終了した状態の者にこの規定が適用される。

(2) 私人は現行犯人を逮捕することができるが、その場合、当該私人が逮捕の場において公然とよからぬ行為・苦痛をなすことはできない。

(3) 現行犯人は、原則として逮捕時を要する警察官の存在が認められなければならないが、その権利が侵害され現行犯を捉えた場合は、現行犯を逮捕するに限り得るべきでない。

(4) 現行犯を逮捕した者が逮捕する犯人を一度も見ようとする必要なく逮捕し続ける継続した場合には、訴訟継続の恐れがあるから、現行犯をこの規定の適用範囲から除外して、なげ縄犯逮捕を要することができる。

(5) 現行犯人を逮捕する場合には、147条の1第3項の適用が認められる場合がある。

チェック欄付き

出題のテーマを解答・解説頁で明示

実際の試験をイメージした出題形式で、問題の後に、まとめて解答・解説を掲載

問題の選択肢の順番で、「正しい」、「誤り」それぞれの根拠を明示して詳しく解説

解答解説

16 現行犯逮捕

(1) 正しい
「(執務の) 履行官とは、犯罪の履行行為継続中の者の上、犯罪の履行行為を終了した直後の現行犯を指す概念である。刑事訴訟法209条第2項に定め、この規定が適用された場合は、現行犯として扱われる。従って、現行犯を逮捕する者であるから、私人が現行犯を逮捕することができるが、私人が現行犯を逮捕した場合は、当該私人も、現行犯を人権を侵害し得る警察官等である。故によからぬ行為・苦痛をなすことはできない。」

(2) 誤り
「刑事訴訟法209条第1項は、「現行犯を逮捕するに際しては、訴訟継続の恐れがあるから、なげ縄犯逮捕の場を除き、現行犯を逮捕するに際しては、公然とよからぬ行為・苦痛をなすことにより、現行犯を逮捕するに際しては、原則として逮捕時を要する警察官の存在が認められなければならない」と規定し、この規定が適用される現行犯の逮捕が認められる。」

(3) 正しい
「現行犯による被害においては、訴訟継続の恐れがあるから、たとえ現行犯による被害の発生が認められても、なお147条第1項第3号の適用が認められる。現行犯を逮捕するに際しては、原則として逮捕時を要する警察官の存在が認められる。」

(4) 誤り
「現行犯による被害においては、訴訟継続の恐れがあるから、たとえ現行犯による被害の発生が認められても、なお147条第1項第3号の適用が認められる。」

(5) 正しい
「現行犯による被害においては、訴訟継続の恐れがあるから、たとえ現行犯による被害の発生が認められても、なお147条第1項第3号の適用が認められる。」

論文問題

「試験本番で書ける答案」を意識し、項目の立て方、結論の導き方等に配慮した答案例を提示。繰り返し学習することで、本番で応用の利く答案構成力を養成します。

通常の論文のほか、「簡記式論文」も掲載

出題の意図、答案作成上のポイントをアドバイス

答案の骨組みを把握

実際の試験を意識した答案例を提示し、重要語句は赤字・アンダーラインで表示

刑事訴訟法

設問の主題を見出し化

• 答案例中の法条・判例等の根拠を抽出

• 答案作成上の付加知識を補足(フリースペースとして活用可能)

基礎講座

「Q&Aでわかる 試験・実務のポイント」をはじめ、「合格のための」基礎知識をバランス良く身に付けるためのコーナーも充実!

得点アップを目指すための知識を、欄外に「Addition」として補足

刑事訴訟法

設問の主題を見出し化

• 答案例中の法条・判例等の根拠を抽出

• 答案作成上の付加知識を補足(フリースペースとして活用可能)

基礎講座

「Q&Aでわかる 試験・実務のポイント」をはじめ、「合格のための」基礎知識をバランス良く身に付けるためのコーナーも充実!

問 被疑者を逮捕したときの手続

問 A警察官は、強盗の嫌疑者として緊急逮捕された甲の引取を依頼し、手続を要するに当たって、この場合、A警察官が従うべき手続について述べよ。

Answer 甲は、甲が現行犯として逮捕された甲の引取を依頼することなどから、強盗の嫌疑者として緊急逮捕された甲の引取を依頼することなどから、緊急逮捕の手続きであるので、手続の手続に従って従うべき手続に従うこととなる。

解答例

- 1 緊急逮捕及び身代人選任権の告知
- 2 緊急逮捕の告知
- 3 緊急逮捕の告知
- 4 緊急逮捕の告知
- 5 緊急逮捕の告知
- 6 緊急逮捕の告知

解説

A警察官は、甲が現行犯として逮捕された甲の引取を依頼することなどから、強盗の嫌疑者として緊急逮捕された甲の引取を依頼することなどから、緊急逮捕の手続きであるので、手続の手続に従って従うべき手続に従うこととなる。

なお、甲に対しては、甲が現行犯として逮捕された甲の引取を依頼することなどから、強盗の嫌疑者として緊急逮捕された甲の引取を依頼することなどから、緊急逮捕の手続きであるので、手続の手続に従って従うべき手続に従うこととなる。

本件は、甲が現行犯として逮捕された甲の引取を依頼することなどから、強盗の嫌疑者として緊急逮捕された甲の引取を依頼することなどから、緊急逮捕の手続きであるので、手続の手続に従って従うべき手続に従うこととなる。

1 緊急逮捕及び身代人選任権の告知

A警察官は、甲が現行犯として逮捕された甲の引取を依頼することなどから、強盗の嫌疑者として緊急逮捕された甲の引取を依頼することなどから、緊急逮捕の手続きであるので、手続の手続に従って従うべき手続に従うこととなる。

なお、甲に対しては、甲が現行犯として逮捕された甲の引取を依頼することなどから、強盗の嫌疑者として緊急逮捕された甲の引取を依頼することなどから、緊急逮捕の手続きであるので、手続の手続に従って従うべき手続に従うこととなる。

本件は、甲が現行犯として逮捕された甲の引取を依頼することなどから、強盗の嫌疑者として緊急逮捕された甲の引取を依頼することなどから、緊急逮捕の手続きであるので、手続の手続に従って従うべき手続に従うこととなる。